

議案第 4 号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る認定の申請に対する審査のうち構造計算適合性判定を要するものの手数料について、消費税等相当分を改定したいので、この案を提出するものである。

入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表48の項及び49の項並びに52の項から55の項までの規定中「118,560円」を「120,700円」に、「171,480円」を「174,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。